

評議員及び役員の報酬等に関する規程

社会福祉法人あゆみ保育園

(目的)

第1条 この規程は、当法人定款第8条及び第21条に基づいて、評議員及び役員の報酬等の基準を定めるものである。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号に定めることによる。

- (1) 評議員とは、当法人定款第2章に定める評議員をいう。
- (2) 役員とは、当法人定款第4章に定める理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(報酬等の支給)

第3条 評議員の報酬は、当法人定款第8条の定めに関わらず、当分の間無報酬とする。

2 役員の報酬は、当法人定款第21条の定めに関わらず、当分の間無報酬とする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附則 この規程は、令和1年8月2日より施行する。